

◎平成30年7月農業委員会議事録

開催日時 平成30年7月10日(月) 午前9時30分

開催場所 嘉島町役場3階中会議室

農業委員出席者 下田 司 高木勝美 佐藤光志 村上卓也
岡 牧生 中山 忍 岩永俊夫 西岡敏春
松永雄治 吉田二郎 林田 篤 山内秀一
友田 廣 榮 恵 森田義美 森下文夫
本田博士

事務局出席者 高田克明 篤岡潤一郎 柿本桃花

1 開 会 高田事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長
議事録署名人として、岩永俊夫委員、村上卓也委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第7号 農地法第18条の合意解約について
- 2) 報告第8号 農地法第3条の届出について
- 3) 報告第9号 農地法第5条の届出について
- 4) 議案第9号 農地法第5条の許可申請について
- 5) 議案第10号 農用地利用集積計画承認申請について
- 6) その他

5 閉 会

○報告第7号 農地法第18条の合意解約について
議 長 それでは議事に入らせていただきます。

報告第7号農地法第18条第6項の規定による届出が2件あって
おります。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。では、報告第7号の1ページをお開きください。番号1。通知者。貸人。嘉島町上仲間〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。借人。嘉島町上仲間〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。物件の表示、大字上仲間字宮園地番〇〇〇〇。田の1，361㎡です。契約の内容は平成29年5月12日から平成39年5月11日までの10年契約です。18条6項の事由の詳細は合意解約で合意が成立した日は、平成30年5月23日。土地の引き渡しの時期は平成30年5月24日です。

2枚目をお開きください。通知者。賃貸人。嘉島町上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。物件の表示、大字上島字芝原地番〇〇〇〇-〇。田。2，856㎡。契約の内容は、平成21年3月1日から平成31年2月28日までの10年契約です。事由の詳細は合意解約で、合意解約が成立した日は、平成30年6月14日。土地の引き渡しの時期、平成30年6月15日です。

以上です。

議長 ただいま説明がありました案件は、合意解約でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○報告第8号 農地法第3条の規定による届出について

議長 続きまして、報告第8号農地法第3条の3第1項の規定による届出が1件っております。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。報告第8号の1ページをお開きください。通知者。所有者。嘉島町北甘木〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。取得者。福岡県太宰府市〇〇〇〇-〇〇-〇〇。〇〇〇〇。申請物件。大字北甘木笈ノ瀬〇〇〇〇-〇。下六嘉御供田〇〇〇。下六嘉皆田町〇〇〇の計2，641㎡です。権利の内容は所有権。権利の事由は相続で、権利を取得した日は平成30年5月31日。届け出日は、平成30年6月18日。あっせん等の希望はありませんでした。

以上です。

議長 ただいま説明がありました案件は、相続による所有権の移転でござ

〇〇-〇と〇〇〇〇-〇でございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、番号4。申請につきましては譲渡人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町大字鯉〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。申請物件については大字上島字芝原〇〇〇〇番地〇。地目は田。面積は2,856㎡でございます。申請理由については店舗。施設の概要については鉄骨造でございます。1枚めくっていただきまして、申請地については中央部ですね。1枚めくっていただきまして、字図につきましては中央の左側〇〇〇〇-〇ととんでいるところでございます。

報告第9号については、説明は以上でございます。

議長 　ただ今説明がありました案件は、市街化区域の農地転用でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 　続きまして、議案第9号農地法第5条の規定による農地の転用許可申請が4件っております。

番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 　はい。議案第9号の冊子を1枚めくっていただきまして、番号1。申請人。譲渡人。佐賀県三養基郡基山町けやき台〇丁目〇〇番地〇。〇〇〇〇〇。譲受人。嘉島町大字上六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件については、大字上六嘉字中郡〇〇〇〇番地。台帳地目は田。現況地目は雑種地。面積は252㎡。申請理由については駐車場。施設の概要については砂利敷きでございます。農用地区域については農用地区域でない旨の証明の添付がございます。隣接同意書については隣接農地がないため不要でございます。資金証明書も添付がございました。開発許可については、不要でございます。地元委員については〇〇委員でございます。1枚めくっていただきまして、位置図を示させていただいております。左側に嘉島東小学校の南側。足手荒神がありますけれどもその北側になります。栗崎商店の南側。1枚めくっていただきまして、字図を示させていただいております。〇〇〇〇番〇、中央部に位置しております。1枚めくっていただきまして、土地利用計画確認を示させていただいております。車については5台から6台駐車できるような計画になっており

ます。雨水については自然浸透。

番号1についての説明は以上でございます。

議 長 次に、地元委員であります、〇〇委員より報告をお願いいたします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認いたしましたので、その状況を報告します。

申請地は、上六嘉集落内の未整備農地ですが、嘉島中央土地改良区の甲種農地からつらなる位置にあるため、第1種農地と思われます。

営農上の支障についてですが、甲種農地の農地集団の端部に位置しておりますので、支障はないものと考えます。

足手荒神参拝者の駐車場として利用されるとのことで、居住地の近場であり土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われます。

委員の皆様の慎重なる審議をお願いし、地元委員の説明を終わります。

議 長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事 務 局 はい。それでは、検討事項について説明をいたします。

農地区分につきましては、上六嘉集落内の未整備農地ですが、嘉島中央土地改良区の甲種農地に連たんしておりますので、第1種農地と判断できます。

通常、第1種農地については転用することはできませんが、不許可の例外規定にあります、申請地周辺に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものは許可の対象となります。

営農上の支障につきましては、西側に甲種農地集団がございますが、道路を隔てておりますので、日照・通風等の支障はないものと考えられます。

総合的に判断した結果、他への代替性もなく周辺農地への影響もないことから申請は許可相当と判断します。

事務局からは以上でございます。

議 長 ただ今、地元委員と事務局から詳しい説明が終わりましたが、番

号1の件について何かご意見、ご質問ございませんか。それでは、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。先ほどの冊子1枚めくっていただきまして、番号2をご覧ください。申請人。譲渡人。嘉島町大字上六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇。譲受人。嘉島町大字上島〇〇〇番地。〇〇〇〇〇〇〇〇。申請物件については、大字上六嘉荒尾地番〇〇〇〇番地〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積、251㎡。外11筆ございます。合計面積が、6,268㎡でございます。申請理由については、災害公営住宅。施設の概要については、木造平屋建て18棟。農用地区域については、農用地でない旨の証明の添付がございます。隣接同意書の添付もございます。資金証明書については公共用地のため不要でございます。開発許可は申請中で見込みありでございます。地元委員は〇〇委員でございます。1枚めくっていただきまして、位置図を示させていただいております。先ほどの左側、嘉島東小学校の道路隔てた南側が災害公営住宅の建設予定地でございます。1枚めくっていただきまして、字図を示させていただいております。中央にございます。1枚めくっていただきまして、利用の計画図住居建設予定地を示させていただいております。公園・調整池がございます。地権者さんは〇〇〇さん、お一人でございます。番号2についての説明は以上でございます。

議長 次に地元委員であります、〇〇委員から報告をお願いいたします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたので、その状況を報告します。申請地は、上六嘉集落内にある未整備農地ですが、嘉島中央土地改良区の甲種農地からつらなる位置にあり営農環境が良いため甲種農地になると思われま。営農上の支障についてですが、甲種農地集団の端部に位置しておりますので、支障はないものと考えます。災害公営住宅ということで周辺の土地利用の状況からも転用許可

申請は妥当なものと思われま。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

議 長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いいたします。

事務局 それでは、検討事項についてご説明いたします。

農地区分につきましては、上六嘉集落内の未整備農地ですが、嘉島中央土地改良区の甲種農地に連たんしており、良好な営農条件を備えているため甲種農地と判断できます。

通常、甲種農地は転用することはできませんが、不許可の例外規定にあります、市町村が地域の農業の振興を図る観点から作成する、土地利用計画本町においては昨年度策定済みですが、それにおいて定められた施設にあたりますので許可要件を満たします。

また、甲種の集団の端部に位置しておりますので、日照・通風等の営農上の支障はないものと思われま。

総合的に判断した結果、計画面積は1戸当たり500㎡未満であり、他への代替性もなく申請は許可相当と判断できます。

事務局からは以上です。

議 長 ただ今、番号2について地元委員と事務局から詳しい説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問はございませぬか。

それでは承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。先ほどの冊子に戻っていただきまして、番号3について説明いたします。申請人。譲渡人。嘉島町大字鯉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇外〇名。譲受人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇〇〇〇。申請物件は大字鯉字浮明〇〇〇〇一〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積は235㎡。外3筆。合計の3,369㎡。申請理由は災害公営住宅。施設の概要は木造平屋建て11棟でございます。農用地区域は農用地区域でない旨の証明の添付がございました。隣

接同意書はあります。資金証明書は不要です。開発許可は申請中で見込みありです。地元委員は○委員です。1枚めくっていただきますと、位置図を示させていただいております。加勢川が東から西に流れておりますが、中の瀬橋中央部の右下ですね。南東に開発区域と書いてありますが、申請地と示しておりますが、そこが災害公営住宅ということになります。1枚めくっていただきまして字図を示させていただいております。続きまして、1枚めくっていただきまして、土地利用計画図を示させていただいております。1棟の建設予定でございます。公園と町道が整備される予定です。

番号3については以上でございます。

議 長 次に、地元委員であります○委員から報告をお願いします。

○ 委 員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。
申請地は、過去に、浮明地区土地改良事業共同瀬施行による区画整理が行われた農地であるため、第1種農地と思われま。
営農上の支障についてですが、第1種農地集団の端部に位置していますので、支障はないものと考えます。
災害公営住宅ということで、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請はだとうなものと思われま。
委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。以上です。

議 長 次に、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事 務 局 はい。それでは検討事項について説明します。
農地区分につきましては、平成10年から平成13年にかけて、浮明地区土地改良事業共同施行による区画整理が実施された農地であるため、第1種農地と判断できます。
通常、第1種農地は転用することは出来ませんが、不許可の例外規定にあります集落に接続して設置される住宅に当たりますので、許可要件を満たします。
また、第1種農地集団の端部に位置していますので、日照・通風等営農上の支障もないものと思われま。
総合的に判断した結果、他への代替性もなく、申請は許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議 長 委員と事務局から詳しい説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 ありません。(委員一同)

議 長 それでは承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。
続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 はい。1枚めくっていただきまして、番号4。申請人。譲渡人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地。〇〇〇外〇名。譲受人。嘉島町大字上島〇〇〇番地。〇〇〇〇〇〇〇〇。申請物件については、大字上島字蔵園〇〇〇〇番。台帳地目は田。現況地目は田。面積は704㎡。外8筆。合計面積は4,122㎡。申請理由は災害公営住宅です。施設の概要は木造平屋建て12棟でございます。農用地区域については農用地区域でない旨の証明があります。隣接同意書はあります。資金証明書は不要です。開発許可については申請中で見込みありです。地元委員は〇〇〇〇でございます。1枚めくっていただきまして、位置図を示させていただきます。申請地については上島集落内、西側に国道445号が南北に走っております。その東側になります。1枚めくっていただきまして、字図を示させていただきます。続きまして、1枚めくっていただきまして、土地利用計画図を示させていただきます。木造平屋建て12棟。この図で計画予定でございます。

番号4については、以上でございます。

議 長 次に、地元委員であります〇から報告いたします。
先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告いたします。

申請地は、上島集落内にある未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地と思われれます。

農業上の支障についてですが、南側に農地集団はありますが、日照・通風等営農上の支障はないものと思われま

す。周辺の土地利用の状況からも転用許可はだとうなものと思われま

す。委員の皆様のご慎重なご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、検討事項について説明します。

農地区分につきましては、上島集落内の10ヘクタール未満の未整備農地でありますので、第2種農地と判断できます。

営農上の支障につきましては、南側に農地集団がありますが、道路を挟んでいますので、日照・通風等営農上の支障はないものと思われま

す。総合的に判断した結果、周辺のうちへの影響もないと考えられることから、申請は許可相当と判断できます。

事務局からは以上です。

議長 委員と事務局から詳しい説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 ありません。(委員一同)

議長 それでは承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。

○議案第10号 農用地利用集積計画の申請について

議長 続きまして、議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が9件っております。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、議案第10号について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農用地の

利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請するものです。利用権の設定の計画が9件の面積が9,912㎡。うち再設定が、4件の7,396㎡です。

それでは議案書の一覧表2ページをご覧ください。区分、期間、借手氏名、経営面積、利用権の面積、合計、備考の順に説明いたします。まず、賃借権の設定ですが1年。○○○○。7,562㎡。田の2,973㎡。合計面積は7,562㎡。更新でございます。同じく賃借権の設定で10年。○○○○。7,562㎡。普通畑の3,059㎡。合計の7,562㎡。更新でございます。賃借権設定の10年。○○○○○○○○1件。田の958㎡。新規でございます。続きまして、同じく○○○○○○○○。7年と6か月で1件です。田の534㎡。合計面積は534㎡。新規でございます。続きまして、使用貸借権の設定で7年6か月で3件です。1,024㎡。新規でございます。続きまして、使用貸借権の設定で10年。○○○○さん。現経営面積が1,364㎡。普通畑で1,364㎡。更新でございます。

次、3ページをお開けください。個別に説明をいたします。利用権の設定者、利用権を設定する土地、現況地目、面積、利用内容、期間、借賃料の順に説明をしていきます。○○○○。○○○○。再設定。北甘木字柳ノ本○○○○番地。田の2,973㎡。米・麦・大豆。1年。1筆当たり10,000円でございます。

次、4ページをお開けください。○○○○。○○○○。再設定。北甘木字平ノ上○○○○番地。畑の1,090㎡。米・麦・大豆。10年。1反当たり10,000でございます。

次、5ページを見ていただきたいと思います。○○○○。○○○○。再設定。北甘木字芝紫原○○○○番地。畑の919㎡外1筆。合計面積1969㎡です。米・麦・大豆。10年。反当たり10,000円です。

次、6ページを見ていただきたいと思います。○○○○○○○○。○○○○。新規。下仲間字堂園○○○○番地の○。田の958㎡。水田。10年。反当たり15,000円です。

次、7ページです。○○○○○○○○。○○○○。新規。上仲間字宮園○○○○ー○外2筆。合計面積が534㎡。田で水田。7年と6か月。反当たり10,000円です。

次、8ページです。〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。井寺字琵琶島〇〇〇〇番地〇。田の216㎡。水田。7年6か月。使用貸借権でございます。

次、9ページです。〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇〇。鯉字蓑田〇〇〇。田。194㎡。水田。7年6か月。使用貸借権でございます。

次、10ページです。〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇。鯉字蓑田〇〇〇。田の614㎡。水田。7年と6か月。使用貸借権でございます。

最後に〇〇〇〇。〇〇〇〇。再設定。上仲間字居屋敷〇〇〇〇番地。畑。6㎡外3筆。合計面積が1,363㎡。米・麦・大豆。10年。使用貸借権でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、集積計画の内容が、町の基本構想に適合し、設定を受けた後において備える要件、農用地のすべてにおいて耕作の事業を行うこと。必要な農作業に常時従事すること。対象農地を効率的に利用して耕作を行うこと。権利者の2分の1以上の同意が得られているなどの要件を満たしております。

以上で議案第10号の説明を終わります。

議長 ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問などございますか。

何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。本日提案されました案件は、すべて終了いたしました。続きまして、その他となっております。委員の皆様から何かございませんでしょうか。

何もないようでしたら、事務局から何かございますか。

事務局 次回の農業委員会は8月10日の9時半でよろしいですか。

委員 はい。(委員一同)

議長 それでは、本日の農業委員会はこれもちまして閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

平成30年7月10日

会 長 下 田 司

委 員 岩 永 俊 夫

委 員 村 上 卓 也